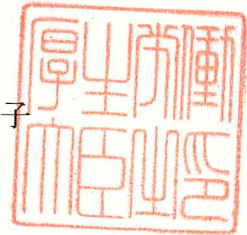


厚生労働省発医政 0629 第 1 号  
平成 24 年 6 月 29 日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」  
に対する厚生労働省の実施状況について

平成 23 年 12 月 21 日付の貴委員会の「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」に対し、厚生労働省の実施状況を別紙のとおり報告する。



平成 24 年 6 月 29 日  
厚生労働省

「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」  
に対する厚生労働省の実施状況について

(建議事項①)

関係省庁（厚生労働省及び消費者庁）は、消費者の安全確保の観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁は、都道府県に対し、消費者相談において、エステ・美容医療サービス関連で、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、保健所等関係部局に当該情報を提供するように要請すること。
- (2) 厚生労働省は、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し、都道府県及び政令市に示すこと。
- (3) 消費者庁は、今後の健康被害の発生状況、上記取組状況等を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこと。

(上記下線部に対する厚生労働省の実施状況)

- 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 8 日付け医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「平成 13 年通知」という。）で、都道府県に対し、違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うことや、悪質な場合には警察と適切な連携を図ることを通知している。平成 24 年 2 月 29 日に開催した全国医政関係主管課長会議及び「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長通知。以下「3 月 23 日通知」という。）では、平成 13 年通知を改めて周知するとともに、違反者に対する行政指導、警察への情報提供等による協力を重ねて依頼した。
- さらに、3 月 23 日通知では、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に係る疑義が生じた場合、医政局医事課宛てに照会することを依頼しており、照会があった場合には、個別の事案に応じた適切な対応方法について助言を行うこととしている。

- また、「消費者から寄せられたエステ・美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について(依頼)」(平成24年3月28日付け健衛発0328第5号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により、消費者行政部局からの情報提供があった場合には、適切な対応が図られるよう都道府県等に依頼するとともに、建議を受けて、いわゆるエステティックによる健康被害の相談等を受けた際の平成23年度の対応を調査した。
- 特にまつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」(平成20年3月7日付け健衛発第0307001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知。以下「平成20年通知」という。)により、当該施術は美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく美容に該当するものであり、施術により事故等が起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図ること等を都道府県等に要請している。さらに、「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について」(平成22年2月18日付け健衛発0218第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により、平成20年通知を改めて周知するとともに、法令違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくこと等をお願いしている。
- 今後、上記調査を踏まえ、具体的な被害事例や営業者に対する指導、警察との連携方法等について、具体的な課題、必要性に応じて、都道府県等を通じて事例の収集等を行い、参考となる対応事例の周知等を行う予定である。

(建議事項②)

厚生労働省は、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、各施術ごとに健康への影響等を分析し、必要に応じて、各施術の技術基準等を整備するとともに、法解釈の見直し等について検討すること。

また、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、エステ等における施術の際の衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備する等の措置を講ずること。

(上記下線部に対する厚生労働省の実施状況)

- エステ・美容医療サービスのうち、エステティック衛生基準については、財団法人日本エステティック研究財団により自主基準として平成8年に策定、平成21年に改訂しており、日本エステティック協会、日本エステティック業協会等の主なエステティック関係団体において広く活用されており、当財団のホームページでも公表している。さらに、当財団では、平成22年度からエステティックに従事する方々を対象にeラーニングを実施しており、正しい衛生基準の知識を修得し、より安全で効率的な衛生管理を実施できるよう講習を行

っている。また、当財団宛て「エステティックを利用する消費者の健康被害防止について」(平成24年3月30日付け厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡)により、今後ともeラーニングの周知を図る等、その普及に努めるよう指示している。

- その上で、個々の問題状況に応じて対応を行っており、
  - ・ ネイルについては、平成22年に生活衛生関係営業等衛生問題検討会における検討を経て、「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について」(平成22年9月15日付け健発0915第4号厚生労働省健康局長通知)を通知している。
  - ・ 美顔については、平成22年度から厚生労働科学研究で「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」を実施しており、フェイシャルエステの安全性の検証や衛生管理の実態把握を行っている。
  - ・ まつ毛エクステンションについては、平成23年11月から生活衛生関係営業等衛生問題検討会で6回検討を行っており、美容師免許を義務づけている現状の規制のあり方も含め、消費者への安全なサービスの提供のあり方を検討している。さらに、眼科や皮膚科への受診が必要とされる危害がどれだけあるのか把握し、より正確な情報を消費者へ提供することにより、まつ毛エクステンションによる健康被害への注意喚起を行うことを目的として、日本眼科医会及び日本臨床皮膚科医会の参加も得て、平成24年度厚生労働科学研究費による研究を実施する。
- 今後、エステティックを行う店舗における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備や衛生管理のための指針の改定など、施術者、店舗の参考になる情報提供に努めていく。

(建議事項③)

関係省庁(厚生労働省及び消費者庁)は、取引の適正化の観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。また、都道府県及び政令市に対し、保健所等関係部局と消費者行政担当部局との連携について再度要請するとともに、不適切な医療広告等について、法令及び上記措置に基づく法執行を適切に行うよう要請すること。
- (2) 消費者庁は、都道府県(景表法所管部局)に対し、医療機関が行う広告についても法執行の対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上等の表示について、自らも法執行を適切に行うこと。

(上記下線部に対する厚生労働省の実施状況)

- 医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書（平成 24 年 3 月 6 日取りまとめ）において、自由診療分野を中心としたガイドラインを国において作成し、そのガイドラインに基づき関係団体等による自主的な取組を促す等の方針が示されている。現在、その方針に従い、ガイドライン案を作成しており、取りまとめ次第、公表するとともに、都道府県等に対しても周知する予定である。
- また、平成 24 年 2 月 29 日に開催した全国医政関係主管課長会議において、
  - ・消費者委員会より美容医療サービスを行う医療機関等の広告について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規制対象となり得るフリーペーパー等に不適切な広告が散見され、その適正化の要請がなされていることを踏まえ、引き続き、必要な指導等を適切に実施すること
  - ・医療に関する広告に関する住民からの苦情は管内の消費生活センターに寄せられることもあるため、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、違反が疑われる広告等に関する情報を入手した際には必要な措置を講じることについて、都道府県等の担当者に対して依頼した。

(建議事項④)

厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者（消費者）の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者（消費者）に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。

(上記下線部に対する厚生労働省の実施状況)

- 患者に対する診療情報の提供等については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日付け医政発 0912001 号厚生労働省医政局長通知）において、インフォームド・コンセントの理念等を踏まえ、医療従事者等の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図っている。
- また、平成 24 年 2 月 29 日に開催した全国医政関係主管課長会議において、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスの提供に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」において、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場

合の費用を含む。)」を医療従事者が診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項としていることを踏まえ、引き続き、医療従事者等に対しての周知の徹底及び遵守の要請等を行うことについて、都道府県等の担当者に対して依頼した。